

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該調達に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成30年1月26日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

荒川上流河川事務所長 古市 秀徳

1 調達内容

(1) 業務件名

H30南畑排水機場等点検整備業務（電子調達システム対象案件）

(2) 調達案件の仕様等

本業務の概要は、以下のとおりとする。

・本業務は荒川上流河川事務所が管理するポンプ設備及び遠方操作設備等の機能保持を目的として、各設備の年点検、月点検、臨時点検及び整備を行うものである。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

埼玉県富士見市南畑新田地先他

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執

行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(6) 電子調達システム（G E P S）の利用

1) 電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

2) 電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。

2 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA・B・C又はD等級に格付けされた関

東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として

証明書等を提出することはできない。

⑦ 分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

⑧ 平成15年4月1日以降に元請けとして完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす業務又は工事の契約実績を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

（ア）排水ポンプ設備の点検整備の履行実績（平成29年度完了予定の業務を含む）

（イ）排水ポンプ設備の施工実績（新設又は増設工事）

なお、（ア）及び（イ）における「排水ポンプ設備」とは、駆動方式が内燃機関駆動方式の陸上主ポンプ設備を含むものとする。

また、（ア）における「点検整備」とは、年点検（設備の機能回復、信頼性確保、機能維持を目的として設備全体の機能確認を主眼として出水期前に行う点検で「河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）国土交通省」の点検と同程度の内容）を含む業務とする。

⑨ 業務の履行体制として、下記（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

（ア）関東地方整備局管内に本・支店、営業所のいずれかを有していること。

（イ）風水害、地震等の災害時や設備の故障等のトラブル発生時には、監督職員より指示を受けてから3時間以内に南畑排水機場（埼玉県富士見市南畑新田地先）に点検員を派遣し、設備の点検が開始出来る体制を確保出来ること。

なお、前述の時間は、準備時間と移動時間（一般道を30km/h、高速道路

を 80km/h) を合算した値とする。

- ⑩ 管理技術者として、以下の要件を満たす者を配置できること。

過去に元請けとして完了した業務又は工事で下記（ア）又は（イ）のいずれかの経験を有すること。（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

（ア）排水ポンプ設備の点検整備の従事経験（平成29年度完了予定の業務を含む）

（イ）排水ポンプ設備の据付工事の従事経験（新設又は増設又は修繕工事（主ポンプ、減速機、駆動設備のいずれかを含むものに限る。））

なお、（ア）及び（イ）における「排水ポンプ設備」とは、駆動方式が内燃機関駆動方式の陸上主ポンプ設備を含むものとする。

また、（ア）における「点検整備」とは、

年点検（設備の機能回復、信頼性確保、機能維持を目的として設備全体の機能確認を主眼として出水期前に行う点検で「河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）国土交通省」の点検と同程度の内容）を含む業務とする。

2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

3 証明書等及び入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム（G E P S）

<https://www.geps.go.jp/>

〒350-1124

埼玉県川越市新宿町3-12

荒川上流河川事務所 経理課 契約係

電話 049-246-6372

FAX 049-242-1883

(2) 紙入札方式による証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記(1)の問い合わせ先に同じ

(3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

1) 入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は平成30年1月26日から平成30年3月2日までとする。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。受付期間は平成30年1月26日から平成30年3月1日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日

に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。))を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。

- (4) 電子調達システムによる証明書等の提出期限、
紙入札による証明書等の提出期限

平成30年2月13日 13時00分

- (5) 電子調達システムによる入札書の提出期限、
紙入札による入札書の提出期限

平成30年3月1日 16時00分

- (6) 開札の日時及び場所

平成30年3月2日 14時00分

荒川上流河川事務所 入札室

- (7) 履行期間開始日は平成30年4月1日からとし、
契約締結日は平成30年4月2日とする。ただし、
平成30年4月2日までに平成30年度予算（暫定
予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約
締結日は平成30年4月3日以降、予算が成立し
た日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上

されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除。

(3) 入札者に要求される事項

1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等を3(4)の提出期限までに、3(1)に示すURLに提出しなければならない。

2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を3(4)の提出期限までに、3(2)に示す場所に持参又は書留郵便等(書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供

する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。)により提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。(入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、一般競争入札(電子調達システム)に際しての注意事項参照)

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正

な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある
著しく不相当であると認められるときは、予定
価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他
の者のうち最低の価格をもって入札した者を落
札者とすることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無
無。

(8) 詳細は入札説明書による。